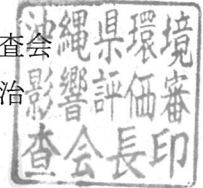


環 評 審 第 37 号
令和3年2月25日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業に係る環境影響評価
事後調査報告書の審査について（答申）

令和2年9月3日付け沖縄県諮問環第6号で諮問のあったみだしのことについて、別添の
とおり答申します。



産業廃棄物焼却溶融再資源化施設の整備事業に係る環境影響評価事後調査報告書に対する答申

1 総体的事項

- (1) 本事後調査報告書の提出は、1年ごとに提出すべきであるところ、3年以上も遅れて提出されていることに加え、提出された本事後調査報告書の調査時期は平成27年2月～平成28年1月となっていることから、最新の状況に対する事後調査となっておらず、供用後の事業による影響を適切に評価したものとは言えない。事後調査手続は、環境影響評価の不確実性を補うために設けられた制度であり、適切な事後調査が実施されない場合には、本事業による影響を的確に把握できず、十分な環境保全措置が講じられないおそれがある。

ついては、事後調査手続の重要性を十分に認識し、準備不足等による不備が生じることがないように、事後調査及び環境保全措置を適切かつ確実に実施する体制を整備させるとともに、事後調査については、1年ごとに再検討させ、同報告書については、速やかに提出させること。また、次回の事後調査報告書においては、本事後調査報告書以降に実施した事後調査及び関連するデータをすべて記載させるとともに、それらを踏まえ、適切に評価させること。

- (2) 事後調査結果と環境影響評価の結果を比較検討するに当たっては、地域特性を適切に把握していることが前提となるが、本報告書においては、最新の文献等が活用されておらず、地域特性が正確に把握されているとは言えない。

ついては、地域特性等を把握するに当たっては、最新の文献等を使用するとともに、必要に応じ、専門家等に意見聴取させるなど、適切かつ十分に対応させること。

2 大気質について

- (1) 事後調査の結果、すべての項目において環境基準又は目標値等を満足しているとし、「事後調査結果は、補正評価書に記載されている調査結果、予測結果及び環境保全に係る基準又は目標との間に整合は図られている」と評価している。しかしながら、平成26年度事後調査報告書に対する環境保全措置要求（以下「前回の環境保全措置要求」という。）で求めた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に基づく排ガスの測定結果の記載及びそれらを勘案した評価が十分に示されていない。

ついては、改めて、関係法令に基づく排ガスの測定結果を踏まえた評価を次回の事後調査報告書に記載させること。

- (2) ダイオキシン類について、本事後調査の供用時の大気質の調査においては、環境保全に関する基準又は目標を満足すると評価しているが、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施した排ガス中のダイオキシン類濃度については、

平成 28 年 8 月に基準値を下回ったものの、本事後調査時期（平成 27 年 7 月及び平成 28 年 1 月）以降に実施された測定において、基準値超過が確認され続けている。については、基準適合が維持されるようバグフィルターの点検と併せ、ダイオキシン発生抑制のための焼却炉及び熔融炉内の温度並びに冷却塔内での温度管理を徹底させ、その記録を残させるとともに、平成 28 年 8 月以降の測定結果についても次回の事後調査報告書に記載させること。

3 騒音について

施設の稼働による影響について、「今後、施設設備変更等の予定があることから事後調査を継続する」としていることから、施設設備を変更する際は、当初実施するとしていた環境保全措置及び事後調査の妥当性について改めて評価させた上で、環境保全措置等を見直させ、その内容を次回の事後調査報告書に記載させること。

4 低周波音について

施設の稼働による低周波音レベルは、「補正評価書に記載されている調査結果、予測結果及び環境保全に関する基準又は目標との間に整合は図られている」と評価しているが、本事後調査結果において、1/3 オクターブバンド音圧レベルは全ての地点で、補正評価書に記載されている調査結果及び参考とした評価指針に基づく参照値を超過しており、また、G 特性音圧レベルについても、参照値は満足するものの、すべての地点で補正評価書に記載されている調査結果を超過している。こうした結果を踏まえた十分な考察が示されていないことから、評価が妥当とは言えない。

については、苦情等が発生する可能性もあることから、事後調査において、施設の稼働時及び非稼働時の測定を行い比較評価するなど、施設の稼働による影響を適切に把握させること。併せて、施設稼働後に影響が確認された場合の対策についても検討させた上で、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じさせること。

5 水の汚れについて

事後調査の結果、降雨時に与那原川で鉛及びダイオキシン類が基準を上回っているが、対象事業実施区域からの影響である可能性は低いとし、評価書の平常時の調査結果と比較して高い傾向が見られた項目については、平常時と降雨時との調査の違いによる濁り物質の影響としている。しかしながら、ダイオキシン類にいたっては、評価書における平常時の結果より 10 倍以上増加しているが、事業実施による影響が低いとする十分な根拠が示されていない。また、評価において、各種試料中のダイオキシン類パターンの例示から、降雨時の河川水のダイオキシン類の組成パターンは河川底質の組成パターンに近いとしているが、埋め立てごみの組成パターンにも類似しているといえる。本事業実施区域は以前廃棄物最終処分場として使われていた場所であり、事業実施に伴う土地造成等により最終処分場から鉛及びダイオキシン類が吸着した土壌粒子が流出した可能性も考えられ

る。

以上より、水の汚れについては、評価に対する客観的かつ科学的に十分な判断根拠が示されているとは言えない。については、水の汚れについて、事後調査を継続させるとともに、事業による影響はないと判断するのであれば、周辺における農薬の使用の有無や雨水貯留槽における雨水及び本施設からの雨水流入地点より上流側の地点についても調査を実施し、その考察を踏まえるなど、客観的かつ科学的根拠を示させた上で、適切な評価を行わせること。また、鉛、ダイオキシン類の基準値超過が事業実施区域外からの濁水が原因とするのであれば、その濁水の発生源に係る考察も踏まえて評価させること。

6 地下水の水質について

(1) 「事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討」において、今回の調査結果で基準値超過している項目は事後調査として継続するとしているが、「総合評価」では「継続して行う必要のない事後調査」の項目に記載があり、記載に齟齬が見られる。次回の事後調査報告書において、整合を図り正確な記載をさせること。

(2) 事後調査の結果、環境基準値を上回った項目については、施設の稼働以前から検出または基準値超過が確認されているとし、既存の産業廃棄物最終処分場の影響によるものとしているが、項目によっては、基準値超過を示したとしている施設稼働以前の参考データの値から数倍～10倍に増加しているものもあること、また、鉛及び砒素については、参考データでは基準値内であったことから、対象事業による影響がないとする根拠は十分とは言えない。

については、事後調査を継続させ、改めて定量的な評価を行わせるとともに、既存の最終処分場の影響とするのであれば、客観的かつ科学的な根拠を定量的に示させた上で、本事業の実施による環境影響の回避・低減のための環境保全措置を検討させること。

(3) 対象事業実施区域から流出する雨水量を抑制する環境保全措置として、設置する雨水貯留槽の容量を上回る降雨がある場合には、雨水を株式会社環境ソリューション敷地内の貯留施設に運搬するとしているが、同社敷地は、本事業地から1km程しか離れていないことから、降雨時は本事業地と同様の状況であると考えられる。よって、環境保全措置の検討に当たっては、降雨時に環境ソリューション敷地内にある貯留施設の受入容量に問題ないかも含めて検討させること。また、当該環境保全措置については、降雨時に現実的に実施できるものなのか分かるよう手法について具体的に示させること。

7 底質について

事後調査の結果、硫化物、カドミウム、鉛、総クロム、酸溶出クロムが評価書の平常時の調査結果と比較して高い値となっているが、平常時と降雨時との調査

の違いによる濁り物質の影響とし、対象事業実施区域から雨水の流出はなかったことから、区域外からの濁水が流れ込んできたことによるものとしている。しかし、本事後調査では、降雨後の1回のみで結果で考察されており、環境影響評価時と十分に比較検討できず評価されていること、また、5で述べたように「水の汚れ」の評価についても妥当性が十分に示されているとは言えないことから不確実性が残る。

については、底質については、事後調査を継続させ、濁水の流入に係る考察（水質の化学分析含む）をさせた上で、改めて定量的な評価を行わせるとともに、事業による影響が想定される場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討させること。

8 水生生物について

本事後調査では、調査時期が環境影響評価時及び前回の事後調査時期と一貫していないことに加え、降雨後の1回のみで結果で考察されており、環境影響評価時及び前回の事後調査結果との十分な比較検討が行われずに評価されている。また、水の汚れ及び底質の評価の不確実性も残ることから「影響が回避又は低減されている」と評価する根拠の妥当性が十分でない。

については、事後調査を継続させ、事後調査の結果と環境影響評価の結果と比較検討が可能となるような手法を検討させるとともに、改めて定量的な評価を行わせ、事業による影響が想定される場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討させること。

9 廃棄物等について

評価書において、事後調査で溶融スラグの処分状況を示すこととしているが、本事後調査の結果では、発生量の記載のみにとどまり、処理状況の記載がないことから、適切に処分されたか不明である。については、事後調査を継続させ、環境保全措置として実施するとしている溶融スラグの資源利用の詳細も含め、適切に評価を行わせること。

【その他】

10 環境保全措置の一つである緑化の実施予定箇所に仮置きされている廃棄物が未だに改善されておらず、緑化が実施できない状況が続いており、陸域生物及び生態系に係る事後調査も実施できていない。については、当該廃棄物の処理計画を策定させ、迅速に処理させるとともに、同処理計画及び処理実績を次回の事後調査報告書に記載させること。併せて、当該措置の内容に応じて、関連する事後調査及び環境保全措置の実施時期、実施手法等について見直しを検討の上、適切に実施させるとともに、次回の事後調査報告書においてその内容を示させること。

11 事後調査を行う期間は、沖縄県環境影響評価技術指針において「原則として供用後の環境状態等が定常状態で維持されることが明らかとなるまで又は将来にお

ける環境状態等が悪化することがないことが明らかとなるまで」としているが、本事業において、事後調査を終了するとしている「水の汚れ」、「地下水の水質」及び「底質」については、環境状態の悪化が確認されており、1回だけの事後調査では不確実性が残り、客観的かつ科学的な判断根拠に乏しく、十分な評価とは言えない。ついでに、次回の事後調査報告書においては、事後調査における調査地点及び地点数、調査時期及び回数の妥当性を示させた上で、事後調査の終了を判断するに当たり、客観的かつ科学的な十分な判断根拠を示すことが困難な場合には、事後調査を継続させるなど、慎重な検討を行わせること。

また、事後調査の調査時期については、補正評価書で降雨時のみとしていた項目においても、時期の妥当性を改めて検討させた上で、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるような適切な時期、時間帯に見直しを図らせること。

- 12 本事後調査報告書において、測定値の記載ミスや記載漏れ、不正確な記載等の不備が散見されるため、今後の事後調査報告書の作成にあたっては必要な箇所の追記・修正を行わせるとともに記載内容を点検し、正確な図書の作成に努めさせること。